雑損	9,052		
臨時損失	117,144	41,742,384	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 4,888,369		
入学金収益	△ 670,281		
検定料収益	△ 149,061		
附属病院収益	△ 18,583,888		
受託研究等収益	△ 855,672		
受託事業等収益	△ 174,792		
寄附金収益	△ 1,083,392		
資産見返寄附金戻入	△ 287,482		
財務収益	△ 23,862		
雑益	△ 351,442		
臨時利益	△ 63,001	△ 27,131,241	
業務費用合計			14,611,143
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,507,321
Ⅲ　損益外利息費用相当額			1,830
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			4,441
Ⅴ　引当外賞与増加見積額			35,419
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△ 834,970
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	124,810		
政府出資の機会費用	154,693		279,503
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			15,604,687

（重要な会計方針）

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成26年３月18日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成26年11月27日最終改訂）」を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

⑴　運営費交付金収益

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金及び復興関連事業（授業料等免除相当分を除く）については、文部科学省の指定に従い、費用進行基準を採用している。また、プロジェクト研究等の一部については、業務達成基準を採用している。

⑵　授業料収益

期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　　10年～50年
構築物　　５年～60年
工具器具備品　３年～20年

なお、受託研究収入及び受託事業収入によって購入した償却資産については、当該受託研究及び受託事業期間を耐用年数とし減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却費相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金において、運営費交付金により財源措置がされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、自己都合期末要支給額に基づき退職給付引当金を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しており、この当期増加見積額には、国又は地方公共団体からの出向職員に係る当期増加見積額△64,839千円も含まれている。

⑶　徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

移動平均法による原価法

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法

６．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償使用又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％で計算している。

７．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。